

「国文祭・芸文祭みやざき2020さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦」実施運營業務委託企画提案競技実施要領

令和2年7月31日

国民文化祭・障害者芸術文化祭課

1 業務の目的

「みやざき短歌きらり★事業」は、様々な切り口で短歌の愉しみ方について周知し、より多くの県民が生活の中で短歌に親しむようになることを目指す事業である。今年度は、全国の高校生が一箇所に集まることなく短歌の実力を競い合うオンラインでの交流戦を開催する。コロナ禍における新しい文化交流の方法を県民に示すと同時に、次年度の国文祭・芸文祭をPRする事業とする。

2 業務の名称 「国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦」実施運營業務

3 業務の内容 別添（「国文祭・芸文祭みやざき 2020 さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦事業」実施運營業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 契約締結日から令和2年12月21日（月）まで

5 委託料の上限額 4,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 委託料の支払 精算払いとする。
ただし、会長が特に必要と認める場合は概算払いとする。

7 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

8 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業

務の実績を有する者

- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者

9 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

10 スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 事前説明会 | 令和2年8月4日（火） |
| ② 参加表明書提出期限 | 令和2年8月13日（木） |
| ③ 企画書等提出期限 | 令和2年8月18日（火） |
| ④ 企画提案競技（プレゼンテーション）の実施 | 令和2年8月20日（木） |
| ⑤ 結果通知 | 令和2年8月26日（水）頃 |
| ⑥ 委託契約締結予定日 | 令和2年9月上旬 |

11 企画提案競技の方法

（1）事前説明会の開催

- ① 日 時 令和2年8月4日（火）午前10時から（1時間程度）
- ② 場 所 県庁附属棟302号室
- ③ 参加申込 事前説明会参加申込書（様式1）をファックス又は電子メールにて提出。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

※ 説明会への参加を企画提案競技参加の必須条件とする。

（2）質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書（様式2）をファックス又は電子メールにて令和2年8月7日（金）午後5時まで受け付ける。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、事前説明会全参加者に書面（電子メール）にて連絡する。

（3）参加表明書（様式3）の提出

- ① 提案競技（プロポーザル方式）に応募する場合は、必ず参加表明書を提出期限までに提出すること。※連合体の場合は（様式3 別紙）もあわせて提出すること。
- ② 提出期限 令和2年8月13日（木）午後5時まで
- ③ 提出方法 FAX 又は電子メールにて提出。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

（4）「企画提案書」の提出

- ① 提案は各者1案とする。
- ② 提出物
- ア 参加申込書（様式4）【原本1部】
- イ 企画提案書（様式任意、サイズはA4又はA3）【原本1部、コピー4部】
- ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画を明記すること。
 - ・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。
- ウ 連合体の構成員（様式3別紙）
- エ 事業者概要（既存のもの）【原本1部、コピー4部】
- オ 同種又は類似業務受注実績（様式任意）【原本1部、コピー4部】
- カ 委託業務実施体制（様式任意）【原本1部、コピー4部】

キ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー4部】

- ・宛先は、「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野俊嗣」とすること。
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）
- ・コピーは、提案者名や提案者を判読できる記載やロゴ等はかくしてコピーすること。

※ 提出物は、レール式クリアフォルダーなどの綴じ具を使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めとすること。

③ 提出期限・提出先・提出方法

- ア 提出期限 令和2年8月18日（火）午後5時まで（必着）
- イ 提出先 宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課
- ウ 提出方法 持参

12 審査方法・基準

(1) 企画提案書に基づき、企画提案競技参加者によるプレゼンテーションを行う。なお、企画提案競技参加者が1者の場合はこれを行わず、書面審査により決定するものとする。

- ①実施日 令和2年8月20日（木）午後3時から
- ②会場 県庁1号館4階 総合政策部会議室
- ③提案時間 説明10分、質疑5分の合計15分とする。
- ④発表順 プレゼンテーションの順序は、企画提案書が国民文化祭・障害者芸術文化祭課に提出された順とする。なお、企画提案協議参加者ごとの開始時間については、別途通知する。

(2) 審査基準

- ① 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか
- ② 円滑な進捗が可能な配信体制が提案されているか。
- ③ アクセシビリティの保障について提案されているか。
- ④ 交流戦そのものとネット配信の両方について効果的な広報展開が提案されており、質の高いチラシ・ポスターのデザインとなっているか。
- ⑤ 業務を遂行できる受託体制であり、計画的で無理のないスケジュールが組まれているか。
- ⑥ 経費の積算に無駄がなく妥当であるか。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

14 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

15 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (5) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。

16 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒 880-8051 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号 (宮崎県庁附属棟 2 階)
担 当	宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課
電 話	0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 3
ファックス	0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 4
電子メール	kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp